

【諮問第34号】

7川公審第4号  
平成7年9月20日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会  
会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成6年12月22日付け6川環政第45号の4をもって諮問のありました「川崎市環境基本計画素案に関する市民の意見書の一部非公開の件」について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

川崎市環境基本計画素案に関する市民の意見書の一部非公開とされた住所・氏名・電話欄は、受理番号1号、10号、11号、20号、25号、26号、27号、28号、29号、31号、36号、41号、49号、51号については公開すべきであり、その他についての一部非公開の判断は妥当である。

## 2 不服申立ての趣旨及び経緯

不服申立人は、平成6年8月24日、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)6条の規定に基づき、「環境基本計画素案に関する意見書(52通のすべて)」の閲覧請求をした。

実施機関である川崎市長(以下「実施機関」という。)は、同年11月22日付けで、上記請求にかかる文書の意見書内容は公開としたが、住所・氏名・電話欄について、条例7条1項1号、2号及び3号イ該当を理由に非公開としたため、平成6年12月12日不服申立人が不服申立てに及んだ。

〔当審査会諮問34号事件〕

当審査会は、実施機関から平成7年1月31日付けで非公開理由説明書、不服申立人から、同年2月27日付けで意見書の各提出を受け、同年5月13日実施機関の事情聴取、同年6月10日不服申立人の口頭意見陳述(補佐人6名)をとり行った。

## 3 審査会の判断

### (1) 意見書の性格について

川崎市環境基本条例(平成3年川崎市条例第28号。以下「基本条例」という。)8条に基づき環境基本計画が策定されることとなったが、全面公開を求められている本件意見書は、基本条例9条に基づき、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置を講ずる方法として、基本条例施行規則3条1項及び同2項に基づき、環境基本計画素案が平成5年7月9日から9月2日までの間縦覧に付され、これに対する市民の意見書(同施行規則3条3項の様式)が任意に提出されたものである。

これらの意見書は基本条例9条及び13条により、環境政策審議会で審議資料として活用され、実施機関は環境政策審議会の意見を聴き、その結果、平成6年2月22日環境基本計画が策定、公表された。

### (2) 意見書の提出者が個人か法人等団体かの区別について

非公開理由が各別であるため、各意見書の提出者が個人であるか法人等団体であるかを区別する必要がある。意見書提出者が個人であるか法人等団体であるかについては、本来、その表記のみから判別できる様式であることが望ましい。ところが、意見書の様式が住所・氏名・電話欄の下に、「(法人その他の団体にあつては事務所又は事業者の所在地、名称及び代表者の氏名)」という括弧書きがあるのみであり、法人等団体名と個人名をあわせて記載した時に、代表者ないし文責者を示す記載のある団体としての表記であるか、肩書付き個人であるかは、表記のみから必ずしも判然としない。そこで、意見書の記載内容を合わせ検討して、以下のとおり判断した。

実施機関は、法人の意見書は代表者の氏名を記載している受理番号28号、41号、49号の3通であり、その他は肩書付個人であるとした。しかし、その他の1号、31号、51号も法人と解すべきである。1号、31号、51号共に、氏名欄には法人名の記載があり、住所欄・電話欄は、法人の住所電話が記され（中には、電話欄に文責担当部局・文責者が記載されているもの、意見内容に「我々企業は」との記載のあるものもある）当該企業としての問題意識の所在が示される内容のものであり法人の意見書と解される。

10号、11号、20号、25号、26号、27号、29号、36号は、住所、氏名、電話欄の記載、及び意見内容から団体の提出した意見書と認められる。9号は氏名に続く括弧書きの中に所属が記されているが、内容と合わせて検討したところ、個人の提出した意見書であると解される。

したがって、1号、10号、11号、20号、25号、26号、27号、28号、29号、31号、36号、41号、49号、51号は法人等団体提出の意見書であり、上記以外は、個人の提出した意見書である。

### (3) 個人の意見書についての審査会の判断

実施機関は、個人の意見書の住所・氏名・電話欄については条例7条1項1号により個人生活事項につき特定の個人が識別される情報として非公開とした。

個人の意見書の住所・氏名・電話欄を公開することは、個人を特定することになるが、果たして、個人生活事項に該当するか否かを検討する必要がある。

前述した意見書の性格に照らし、確かに一方では、積極的に行政に対して意見を伝えるという側面を持ち、純然たるプライバシーとは異質の面があるのは事実であるが、本件意見書のかかる特殊性も、個人を特定しない意見内容として公開されるという範囲で考慮されれば足りると言わねばならない。特定の意見内容を提出した者は誰かという特定自体が、個人生活事項であるというべきである。

また、不服申立人は公聴会の氏名公表と同様に、公表することを目的として取得した情報として、ただし書きに該当する旨主張する。しかし、意見書が審議資料となることまでは目的とされているが、個人の住所・氏名・電話までのすべてを公表することを目的として取得されたものということとはできない。したがって、ただし書きに該当しない。特定の意見を誰が提出したかを公開することが、公益上必要ということもできないため、ただし書きウにも該当しない。

したがって、個人については、実施機関のした一部非公開の判断は妥当である。

### (4) 法人その他の団体の意見書についての審査会の判断

実施機関は法人等団体の意見書の住所・氏名・電話欄については、条例7条1項2号により、組織的意見決定を経たものでないものが組織的意見とみなされ、いらぬ誤解を受けることにより、企業イメージや信用を損なうため、公開することにより活動利益を害するとして、非公開とした。

法人等団体の住所・氏名・電話欄を公開することについては、本件意見書が環境基本計画素案をめぐる政策意見であることに照らし、法人等団体の活動利益を害するものである蓋然性は低いものであるところ、更に、現実に各意見書の内容を検討したところ、企業の秘密に関わる等の活動利益を害する要素は認められない。実施機関の主張のように、法人の意見でないものを法人の名で意見

書として提出することが仮にあるのであれば、今後そのような混乱の方を避けるべきである。しかし、そのような混乱がありうるということは、非公開の理由とはならない。

実施機関が企業市民としての立場からの意見も貴重であるとして尊重する以上、企業等の名を付した意見書は、責任を持って作成されるべきものであって、責任ある意見は問題の所在を明らかにすることにより、かえって企業の信用を高めこそすれ、損なうことはないものと考えられる。

更に、実施機関は、今後も基本条例 14 条に定める年次報告書作成にあたって、基本条例 15 条所定の意見書の提出が予定され、住所・氏名・電話欄を公開することによって、企業市民としての立場からの貴重な意見が今後提出されにくくなることにより、今後の市政執行に支障を生じ、反復継続される同種の事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるとして、条例 7 条 1 項 3 号にも抵触することも一部非公開の理由とした。

しかし、仮に、公開を嫌って企業からの意見書の提出が減り、企業の意見が行政に反映しにくくなる場合が生じたとしても、逆に、企業の側から行政に対する意見反映の必要性という動機が生じるならば、必ずしも、長期的に企業の意見書が減るとは言えず、従って、同種の事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるとは言えない。

そもそも、任意提出の意見書が減るのではないかという程度の危惧感は、条例 7 条 1 項 3 号が本来予定した事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれというには足りない。

法人と異なり団体については、その住所、電話が、個人の住所電話と同じである可能性が高いため、個人を特定する情報の面がなくはないと考えられるが、団体の活動の連絡先として住所、代表者氏名、電話を明示する以上、それらの住所、氏名、電話は団体の活動に関する情報であると判断される。

したがって、法人その他の団体の意見書については全部公開することが相当である。